

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 引退名馬繫養展示事業助成金交付要領

(平成 24 年 12 月 28 日設定 理事長達 60 号)

(目的)

第 1 条 この要領は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）が日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）からの助成及び関係諸団体からの助成並びに寄附を受けて行う引退名馬繫養展示事業のうち、引退名馬繫養展示事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 号で規定する繫養展示事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(被交付事業)

第 2 条 本財団は、引退名馬の飼養環境を整備する事業（以下「被交付事業」という。）を対象として、その飼養費及び施設維持管理費の一部に充てるために、助成金を交付する。

(助成対象馬)

第 3 条 助成金の交付の対象となる馬（以下「助成対象馬」という。）は、要綱第 2 条で規定する引退名馬であって次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 中央競馬の競走馬登録又は地方競馬の馬登録を抹消していること。
- (2) 本財団の繁殖登録を受けた馬にあつては、用途変更の届出をしていること。
- (3) 公益社団法人日本馬術連盟の乗馬登録及び公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会の乗用馬登録を現に受けていないこと。
- (4) 助成金交付対象年度に 14 歳以上となること。
- (5) 善良な管理ができる技能を有する者又は技能を有する者を雇用する者により繫養されていること。
- (6) 多くの人々や競馬ファンに対して常時展示していること。

(助成対象者)

第 4 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、原則として引退名馬を所有する者であつて、交付を受けた助成金を適正に会計処理できるとともに、業務執行及び監査に関する体制が適正であると認められるものとする。

(交付の申請)

第 5 条 助成対象者は、あらかじめ本財団が定める日までに、引退名馬繫養展

示事業助成金交付申請書（様式第1号）により交付申請を行うものとする。この場合において、繫養者及び繫養展示場所を示す書類として引退名馬繫養届（様式第2号）を添付するものとする。

（交付決定手続き）

第6条 本財団は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行って助成金の交付の可否を決定し、引退名馬繫養展示事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により助成対象者に通知するものとする。

2 本財団は、前項の審査及び決定を行うに当たって、次の各号のいずれかに該当する者を充てることができない。

- (1) 助成対象馬を自己所有又は管理する者
- (2) 助成対象者と特別な利害関係を有する者

（交付の方法）

第7条 本財団は、前条の規定により助成金の交付を決定した場合は、本事業の事業年度の終了後、助成金を交付する。ただし、本財団が適当と認めるときは、当該助成金の全部又は一部を、本事業の事業年度の終了前に交付することができるものとする。

2 助成金は、助成対象馬を所有する者に交付する。ただし、本財団が特に認めた場合、所有者が指定する繫養者に交付する。

（助成金の交付金額）

第8条 助成金交付の対象となる期間は、交付決定通知書で定める。ただし、第10条に定める内容の変更又は第11条に定める事業の中止を行った場合の期間については、改めて定める。

2 交付の額は、要綱第2条第1号に該当する馬は1頭当たり月額20,000円、同第2号に該当する馬は1頭当たり月額10,000円とする。

（助成金の交付時期）

第9条 本財団は、第7条ただし書きにより助成対象者に助成金を交付するときは、前期（1月から6月まで。次項において同じ。）及び後期（7月から12月まで。次項において同じ。）に分けて行う。

2 助成対象者は、前項の規定により交付を受けようとするとき、前期については7月末までに、後期については12月末までに、当該期間の飼養状況を記載した引退名馬繫養展示事業飼養状況確認書（様式第4号）を本財団に提出し、審査を受けなければならない。

（被交付事業の内容の変更）

第 10 条 助成対象者は、被交付事業の内容を変更しようとするときは、引退名馬繫養展示事業内容変更申請書（様式第 5 号）により速やかに本財団に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 年度途中における所有者又は繫養者の変更は、前項の申請書に引退名馬繫養変更届（様式第 6 号）を添えて行い、本財団の承認を得なければならない。

（被交付事業の中止）

第 11 条 助成対象者は、被交付事業を中止しようとするときは、引退名馬繫養展示事業中止届（様式第 7 号）を速やかに本財団に届け出なければならない。

（死亡の届出）

第 12 条 助成対象馬の死亡に伴い、前 2 条の変更又は中止を行おうとする場合、助成対象者は、死亡日を証明する書類（獣医師による死亡診断書等）を提出しなければならない。

2 前項の死亡日を証明する書類の提出が無い場合、本財団は、交付の決定を取り消すことがある。

（実績報告）

第 13 条 助成対象者は、被交付事業が終了したとき又は第 11 条の規定による被交付事業の中止の届け出を行ったときは、終了又は中止の日から 30 日を経過する日までに引退名馬繫養展示事業実績報告書（様式第 8 号）により本財団に被交付事業の実績報告をしなければならない。

（交付決定の取消等）

第 14 条 本財団は、第 10 条の規定による被交付事業の内容の変更を承認したとき又は第 11 条の規定による中止の届け出を受理したときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 本財団は、助成対象者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要領に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還等）

第 15 条 本財団は、前条の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成対象者に対し期限を付して、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 虚偽の申請その他の不正な手段を用いたことにより、助成金の返還命令を受けることになった者は、返還金額に交付の日から返還した日までの日数に応じ年利 5 パーセントの違約金を加えた金額を返還しなければならない。

(遵守事項)

第 16 条 助成対象者は、助成対象馬を本事業の目的に副って善良に管理し、展示しなければならない。

2 助成対象者は、本財団が被交付事業に関し調査を実施するときは、その調査に協力しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行し、本財団要綱第 4 条第 1 項に規定する競馬会の承認のあった日（平成 25 年 1 月 23 日）から適用する。

2 平成 24 年 12 月 31 日現在で、財団法人軽種馬育成調教センター引退名馬繋養展示事業助成金交付要領（平成 23 年 12 月 2 日設定）第 3 条第 4 号ただし書きの規定を適用して助成金の交付を受けていた馬については、本要領第 3 条第 4 号の規定に拘らず助成金の交付の対象とする（その後において、連続して本要領第 5 条の交付申請を行う場合に限り同様の扱いとする。）。

3 この要領の適用前において、財団法人軽種馬育成調教センター引退名馬繋養展示事業助成金交付要領（平成 23 年 12 月 2 日設定）第 5 条の規定により、平成 24 年度中に平成 25 年度分の交付申請を行った者は、本要領第 5 条の申請を行ったものとみなす。

附 則 （平成 25 年 9 月 25 日理事長達第 3 号）

この通達は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。